

平成22年度第1回役員会議事要旨

日時 平成22年4月26日（月）15時31分～16時12分
場所 学長室
出席者 山本学長，和田理事，大矢理事，中村理事
陪席者 奥田副学長，齊藤事務局長，池田監事，土橋監事

議事に先立ち，事前に配付している前回（平成22年3月18日）開催の平成21年度第16回役員会の議事要旨の確認が行われた。

議 案

1. 平成22年度 年度計画について

山本学長から，平成22年度年度計画について，提案がなされた。

【山本学長提案要旨】

- ・年度計画については，本来であれば，文部科学省へ提出する前に役員会で議決すべきものではあるが，3月31日付けで文部科学省から提出の依頼があり，同日付けで提出しなければならないという時間的な制約があったため，正規の手続きを経ることができなかった。
- ・そのため，本件について，事後審議とすることを承認願いたい。

審議の結果，本件について，事後審議とすることが承認された。

年度計画の内容については，審議資料1に基づき，奥田副学長（目標計画委員会委員長）から，説明が行われ，年度計画については，実績報告書への記載を念頭に策定したものである旨，発言があった。

説明後，奥田副学長（目標計画委員会委員長）より，平成22年度の年度計画については，すでに提出済みではあるが，本役員会において修正点等があれば，しかるべき手続きを取った上で，修正することにしたい旨，補足がなされた。

続いて，意見交換が行われた。

【主な意見交換の内容等】

- ・年度計画の策定や実績報告書の作成等について，膨大な労力と時間がかかっているのではないか。このような状況では，本来，大学が担っている教育研究の遂行に悪影響を与えかねないのではないか。
- ・この内容でも第一期中期目標・中期計画期間中のものに比べて，項目は半減している。確かにご指摘のとおり，年度計画に係る業務については，一年のうち半年もの期間を要しており，多大なる労力を割かざるを得ない状況にある。各国立大学法人においても同様の状況にあるので，国立大学協会を通じて，大学の実情に合わせるように評価業務の簡略化についての要望を出していきたいと思う。
- ・国立大学法人に対して必要以上の外部監査が求められており，大学の本来の在り方を歪めかねない。

引き続き，審議が行われ，原案どおり承認された。

承認後，山本学長より，平成22年度の年度計画と順番が前後するが，第二期の中期目

標及び中期計画については、1月18日開催の役員会で承認された原案どおり3月29日付けで中期目標の提示及び中期計画の認可がなされている旨、報告がなされた。

報 告 事 項

1. 大学機関別認証評価の評価結果について

山本学長から、本件については、独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を平成21年度に受審したところであるが、この度、機構から認証評価の結果が通知されたので、その内容について報告するものである旨、説明がなされた。

詳細については、報告資料1に基づき、奥田副学長から、報告がなされた。

【奥田副学長報告要旨】

- ・大学機関別認証評価については、7年毎に実施されるものである。昨年6月末に大学評価・学位授与機構に提出した自己評価書に基づき、12月のヒアリングを経て、本学は「大学設置基準等をはじめ、大学評価基準を満たしている。」と認定された。
- ・本学は、主な優れた点として、9つの事項が取り挙げられている。
- ・このほか、更なる向上が期待される点として、1つの事項が取り挙げられている。
- ・更なる向上が期待される点の意図するところについて、大学評価・学位授与機構に確認したところ、「訪問調査の際に実施した学生インタビューの中で『ゼミは教室の中だけのことで、それ以外は関係がない。』と発言した学生がおり、大変印象深かった。ゼミを学問指導の場として終わらせているとすればもったいないことであるので、ゼミを人間形成の場としてとらえ、人間教育まで高めて欲しいという期待を込めて【更なる向上が期待される点】として取り挙げることにした。」との回答を得ている。
- ・本事項については、必ずしも改善を要する項目ではないが、次回の認証評価実施時には、この点も踏まえ評価されることになる。
- ・また、更なる向上が期待される点については、バリアフリーを進めることについても、取り上げられているところである。
- ・なお、報告資料1に記載した認定マークについては、概要、大学案内、大学パンフレット、ホームページ等に使用することができるので、マークを使用する場合には、企画・評価室まで相談願いたい。

続いて、意見交換が行われた。

【主な意見交換の内容等】

- ・認証評価の費用はどれ位かかっているのか。
- ・費用は270万円程である。なお、この費用については、運営費交付金に措置されている。
- ・認証評価の受診そのものは法的に義務づけられている。
- ・私大には経営のこともあるので、認証評価は必要かもしれないが、同じような内容の評価が国立大学法人にも本当に必要なのか疑問に思う。

2. 小樽商科大学名誉教授の称号の授与について

山本学長から、本学名誉教授の称号の授与について、報告がなされた。

【山本学長報告要旨】

- ・本件については、渡邊和夫 元商学科教授と田野有一 元一般教育系教授の2名に対する本学の名誉教授の称号の授与について、報告するものである。
- ・二人の元教授は、本学の専任教授として、20年以上勤務し、国立大学法人小樽商科大学名誉教授に関する規程第2条に定める勤務年数の基準を満たしており、また、本学における教育及び学術上の功績が顕著であるため、4月8日（水）に開催された平成22年度第1回教育研究評議会に、二人の元教授に対して、名誉教授の称号を授与することを提案し、承認されたので、同日付けで本学名誉教授の称号を授与したことを報告するものである。

続いて、意見交換が行われた。

【主な意見交換の内容等】

- ・名誉教授に対する特典については、大学によっては、専用の部屋を用意したり、名刺を配付している例がある。
- ・本学における名誉教授に対する特典については、図書館の利用等一般的なものではあるが、専用の部屋は用意してはいない。
- ・本学のスペースは限られているので、名誉教授専用の部屋を用意するのは難しいと思う。退任された人に対して形式的な配慮をするよりも、あくまでも学生を中心に考えて欲しい。
- ・何よりも名誉教授が大学に来やすい雰囲気を作ることが大切である。

3. その他

山本学長から、次回の役員会については、5月24日（月）経営協議会終了後に開催する予定である旨、発言があった。

引き続き、役員懇談会が行われた。

以 上